

軽度者に対する福祉用具貸与を必要とする理由書(継続用)

R4.4.1

年 月 日

河津町福祉介護課長 様

事業所名	
事業所番号	
介護支援専門員名	
連絡先	

医師の医学的な所見とサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントに基づき、軽度者に対する福祉用具貸与が特に必要と認定を受けた者に対して、次のとおり継続確認を依頼します。

被保険者氏名		被保険者番号	
被保険者住所	〒 河津町 (連絡先)		
要介護状態区分	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1		
認定有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

初回適用開始年月日	年 月 日		
福祉用具の種類	<input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 車いす付属品 <input type="checkbox"/> 特殊寝台 <input type="checkbox"/> 特殊寝台付属品 <input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/> 体位交換器 <input type="checkbox"/> 認知症老人徘徊探知器 <input type="checkbox"/> 移動用リフト		
貸与をする事業者	事業所名	事業所番号	
医師の医学的な所見(被保険者の状態)	<input type="checkbox"/> 疾病その他の原因により状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当するもの(例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等)		
	<input type="checkbox"/> 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実と見込まれるもの(例:がんの末期の急速な状態悪化等)		
	<input type="checkbox"/> 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的な判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できるもの(例:喘息発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避等)		
医師の医学的な所見確認方法	医療機関・主治医		
	確認日	年 月 日	
	確認方法	<input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> 主治医・ケアマネ連絡票 <input type="checkbox"/> 受診時間聞き取り <input type="checkbox"/> サービス担当者会議出席 <input type="checkbox"/> 電話での聞き取り	

前回貸与適用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
今回貸与開始希望年月日	年 月 日		
居宅サービス計画作成(変更)日	年 月 日	添付書類	<input type="checkbox"/> 居宅介護サービス計画書(第1~3表)又は介護予防支援・サービス計画表 <input type="checkbox"/> サービス担当者会議等の要点【第4表】又は介護予防支援経過記録
サービス担当者会議開催日	年 月 日		
介護支援専門員の意見			

保険者記入欄		受付
要否の区分	<input type="checkbox"/> 福祉用具貸与を必要と判断する <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与を不必要と判断する	
適用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
注 意	適用期間を超えての貸与利用は介護保険の適用を受けられません。継続して適用を受ける場合は、事前に理由書(要介護度、福祉用具の貸与内容に変更がない場合は、理由書(継続用))を提出するようお願いいたします。	

【品目ごとに掲げる状態】

- ① 車いす及び車いす付属品
  - ア 日常的に歩行が困難な者
  - イ 日常生活範囲について移動の支援が特に必要と認められる者
  
- ② 特殊寝台及び特殊寝台付属品
  - ア 日常的に起き上がりが困難な者
  - イ 日常的に寝返りが困難な者
  
- ③ 床ずれ防止用具及び体位交換器
  - 日常的に寝返りが困難な者
  
- ④ 認知症老人徘徊探知器
  - ア 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者
  - イ 移動において全介助を必要としない者
  
- ⑤ 移動用リフト
  - ア 日常的に立ち上がりが困難な者
  - イ 移動が一部介助又は全介助を必要とする者
  - ウ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者